



技術を身につけたい 人のために

— 一般職業訓練所とは —

一般職業訓練所とは、これまでの公共職業補導所を前身として、新しく生まれ変わったもので本県では次の六カ所に設置されています。

熊本職業訓練所 熊本市田迎町
鹿本 山鹿市南本町
玉名 玉名市繁根木
甲佐 上益城郡甲佐町
人吉 人吉市麓町
天草 本渡市本渡町

入所希望者は、原則として特別な資格や条件はなく、男女を問わず誰でも入所できる外、訓練に必要な費用は無料で、道具や材料は貸与されます。

又かねて菊池郡西合志村に建設中の熊本総合職業訓練所も、昭和三十五年度からさし当り「内燃機関整備工」三〇人の基礎訓練を実施することとなっております。(この設置主体は労働福祉事業団)

三十五年度訓練生の募集……★
三十五年度訓練生の募集を次のとおり

訓練所名	訓練職種	募集定員	入所手続締切日	備考
熊本職業訓練所	美容員	三〇人	一月三十日	
	木工	三〇		
	ラジオテレビ修理工	三〇		
	電気工	三〇		
	(計)	(一五〇)		
鹿本職業訓練所	木工	三〇	二月三十日	
	建築大工	三〇	二月二十三日	
	(計)	三〇		
甲佐	木工	三〇	二月十日	
	建築大工	三〇		
	(計)	三〇		
人吉	木工	三〇	二月十五日	
	建築大工	三〇		
	(計)	六〇		
天草	建築大工	四〇	二月十日	
熊本総合職業訓練所	内燃機関整備工	三〇	二月十日	労働福祉事業団設置

☆訓練期間はすべて一カ年となっております。

(職業安定課)

実施していますので、入所希望の方は近くの職業訓練所又は、公共職業安定所に問い合わせ下さい。
又、労働福祉事業団が設置する総合職業訓練所に入所希望の方は、最寄りの公共職業安定所に問い合わせ下さい。
係員がくわしく入所の手続きを教えてください。

と優れた指導力をもった指導員がいろいろと教えてくれます。
又、訓練生には、学生割引運賃が適用される外、失業保険金の受給該当者は、入所中も支給されます。
一年間の訓練期間を修了後は、その人の能力に応じた労働条件で適切な職業につけるようあつてはいますが、各方面からひっぱりだこで、就職率はまさに一〇〇%というところです。入所希望者は早目に申込んで下さい。

果樹園芸の技術修得に… 熊本果樹園芸講習所の生徒募集

この講習所では、果樹園芸の技術者や自営者を養成するため、次のように生徒募集をしています。

- 果樹園芸技術者養成 (修業年限二カ年)
高校卒又は卒業見込みの者
採用人員は約十名
- 果樹園芸自営者養成 (修業年限一カ年)
中学校卒又は卒業見込みの者
採用人員は約十名

★願書受付…二月十日～三月十日

入所試験…三月二十四日、二十五日の二日

間

★なお、詳しいことは果樹園芸講習所(飽託郡河内芳野村、電話・河内二四番)へ直接お問合せ下さい。

いことはよりの組合へお尋ねになつて下さい。(経営課)

果樹園芸講習所の生徒募集

農業協同組合の有能な役員を養成するこの講習所では、次のように生徒を募集しています。

- 【入所資格】
1 農協に勤務している役員であつて、農協組合長の推せんのあるもの。
2 農協に勤務しようとするもので、新制高校以上の学歴、又はこれと同程度の学力を有し、農協に採用見込みのあるもの。

【定員】男女合計四〇名以内
【修業期間】昭和三十五年四月十五日から同年十二月十五日まで。

【学費】授業料免除。教材等の費用は期間を通じ約三千円程度

【試験】数学、国語、社会、作文及び面接

【奨学制度】月額二千円貸与の措置がある。

【願書締切】昭和三十五年三月三十一日
【その他】詳細は当講習所(熊本市南千反畑町三三、電話②五八四七)又は果樹園芸講習所、農務所経済課へお問合せ下さい。



みなさんの質問箱

造林資金を借りたいが…

問 私は五ヘクタール程度の山を持つていますが、それが雑木林です。から、経済価値の高い用材林、例えば杉、檜松などに植え換えたいと思います。然し資金がなくて困っています。造林資金が借れるという話を聞きましたが、私の場合借り受けの資格があるのでしょうか？
又、借れるとすればどの位貸してもらえますでしょうか？

答 山を持つている人には誰にでも貸付けられます。貸付けの相手方としては、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合及び林業を営む者となっておりますので、山を持つている方は、林業を営む者として対象になるわけです。

この資金はあなたのように新しく造林される場合だけでなく、次のような場合にも貸付けられますので、林業者の方々から大変喜ばれています。
即ち、造林したもの、一部が枯れた場合の補植や、山に木の種を直接播きつけ

る場合、松などのように自然に種が落ちて、それに手を加えて森林にしようとする場合、下刈りや除伐、藪切り、肥料をやるなどの手入れの場合、造林小屋を作つたり、防火線を設ける場合など、非常に広範囲に貸付けられます。

事業費の八割が借れる

借れる限度は事業費の八割となっておりますので、残りの二割は自分の資金でまかなうこととなります。

いま一ヘクタールの山を例にとりますと、前に述べた事業の種類によつて色々違つてきますが「新植」の場合は、標準事業費が一ヘクタール当りおよそ三万五千円、この八割即ち二万八千円が融資額となります。「下刈り」では標準事業費が一ヘクタール当りおよそ五千五百円で、この八割四千四百円が融資額となるわけです。

なお、この資金の貸付は「実費主義」です。事業完了後の精算額が申込の際の予定額よりも下廻つた場合は、その差額はすぐ返さなければなりません。

安い利息・長い返済期間

利息と返済期間は次のように二とおりになっています。
①別に造林補助金を受けて、残りの事業費についてこの資金を借る場合…年利六分五厘で、元金十五年間据置きその後十五年間に毎年均等に返済する。